

在留特別許可された事例及び在留特別許可されなかった事例について（平成24年）

1 在留特別許可について

入管法第50条に規定する在留特別許可は、法務大臣の裁量的な処分であり、その許可判断に当たっては、個々の事案ごとに、在留を希望する理由、家族状況、生活状況、素行、内外の諸情勢その他諸般の事情に加え、その外国人に対する人道的な配慮の必要性と他の不法滞在者に及ぼす影響とを含めて、総合的に判断しています。

在留特別許可については、これまでも上記の観点から適切な運用を図ってきており、在留特別許可の透明性を高めるため、平成16年以降、各種の事例を公表しているところですが、本年も、平成24年中に**在留特別許可された事例20件**、**在留特別許可されなかった事例24件**について、**類型別**に分類の上、次の2のとおり公表します。

なお、事例については、今後も毎年公表する予定です。

(注1) 難民認定手続の中で在留特別許可された事例については、入管法第61条の2の6第4項の規定により、入管法第50条の規定が適用されず、入管法第61条の2の2の規定により、難民認定手続の中で在留特別許可の許可の判断をするものとされていることから、これらの事例を除いています。

(注2) 注1と同様の趣旨から、難民認定手続の中で在留特別許可されなかった事例についても除いています。

(注3) 次の2の「在日期間」、「違反期間」及び「婚姻期間」は、特別審理官による判定までの期間です。

2 在留特別許可された事例及び在留特別許可されなかった事例

(1) 配偶者が日本人の場合

○ 在留特別許可された事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	許可内容	特記事項
1	出頭申告	不法残留	約11年3月	約7月	約9年11月	無	無	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	
2	出頭申告	不法残留	約20年8月	約20年5月	約1年1月	無	無	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	
3	出頭申告	不法残留	約7年10月	約7年4月	約2年2月	無	無	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	
4	出頭申告	不法入国	約17年1月	約17年1月	約16年間	無	無	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	
5	当局摘発	不法残留	約8年8月	約5月	約8年6月	無	無	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	
6	当局摘発	不法入国	約9年6月	約9年6月	約6年5月	2人 (未成年者)	無	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	

○ 在留特別許可されなかった事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	特記事項
1	当局摘発	資格外活動	約1年5月	約8月	約1月	無	無	在留資格「人文知識・国際業務」の許可を受けて在留中、マッサージ店の店長として稼働していたもの。
2	当局摘発	売春従事	約7年1月	約3月	約7年6月	無	無	在留資格「日本人の配偶者等」の許可を受けて在留中、売春していたもの。 被退去強制歴1回あり。
3	警察逮捕	不法入国	約7年10月	約7年10月	約1年10月	無	出入国管理及び難民認定法違反（不法入国）により、懲役2年6月、執行猶予3年の判決	不法入国後、日本人配偶者と他人名義で婚姻していたもの。 被退去強制歴2回あり。
4	警察逮捕	刑罰法令違反	約6年11月	約1月	約5年3月	1人 (未成年者)	昏睡強盗、窃盗により、懲役2年8月の判決	夫婦間の子は長期間本邦外に滞在し、子の祖母が養育していたもの。
5	警察逮捕	刑罰法令違反	約8年8月		約2年2月	無	覚せい剤取締法違反により、懲役2年6月、執行猶予5年の判決	調査の結果、日本人配偶者との同居実態に疑義がもたれたもの。
6	警察逮捕	刑罰法令違反	約9年8月		約5年5月	無	売春防止法違反、入管法違反（不法就労助長）により、懲役3年、執行猶予4年、罰金100万円の判決	共犯者として日本人配偶者についても刑事処分を受けているもの。 被退去強制歴1回あり。

(2) 配偶者が正規に在留する外国人の場合

○ 在留特別許可された事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	許可内容	特記事項
1	出頭申告	不法残留	約1年7月	約1年4月	約1年1月	無	無	「永住者の配偶者等(1年)」	配偶者は「永住者」
2	出頭申告	不法入国	約5年7月	約5年7月	約10月	1人 (未成年者)	無	「定住者(1年)」	配偶者は「定住者」 子は「定住者」
3	当局摘発	不法入国	約6年2月	約6年2月	約1年2月	1人 (未成年者)	無	「永住者の配偶者等(1年)」	配偶者は「永住者」 子は「永住者の配偶者等」
4	警察逮捕	不法残留	約24年7月	約20年7月	約14年	無	無	「永住者の配偶者等(1年)」	配偶者は「特別永住者」

○ 在留特別許可されなかった事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	特記事項
1	出頭申告	不法入国	約10年4月	約10年4月	約1年2月	無	無	日系二世と身分を偽り、不法入国したものの。 配偶者は婚姻継続意思を有していないもの。
2	出頭申告	不法入国	約5年5月	約5年5月	約10月	無	無	調査の結果、外国人配偶者との同居・婚姻に疑義がもたれたもの。 被退去強制歴1回あり。
3	当局摘発	不法残留	約5年4月	約5年1月	約1月	無	無	不法残留中にホストクラブでホストとして稼働していたもの。 被退去強制歴1回あり。
4	当局摘発	不法就労 助長	約11年3月	約8月	約8年7月	無	無	自己の経営する靴工場で不法残留外国人2名を稼働させていたもの。 被退去強制歴3回あり。
5	警察逮捕	不法残留	約7年8月	約1年8月	約8年	無	窃盗、入管法違反(不法残留)により、懲役2年、執行猶予3年の判決	外国人配偶者とは離婚手続中のもの。
6	警察逮捕	刑罰法令 違反 不法残留	約11年4月	約1月	約2年1月	無	窃盗により、懲役1年2月の判決	工場内に置いてあったアルミサッシを窃取して逮捕され、勾留中に在留期限が経過し不法残留となったもの。 過去にも窃盗による刑事処分を受けており、被退去強制歴1回あり。

(3) 外国人家族の場合（注：違反態様及び在日期間は本人に係るもの。子の年齢は特別審理官による判定時のもの）

○ 在留特別許可された事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	家族構成等	許可内容	特記事項
1	出頭申告	不法残留	約17年	約16年9月	子：本邦出生後、在留資格未取得・13歳 子：本邦出生後、在留資格未取得・12歳 子：本邦出生後、在留資格未取得・6歳	家族4人とも、 在留資格：定住者 在留期間：1年	家族全員で出頭申告したもの。
2	出頭申告	不法残留	約16年	約15年9月	子：本邦出生後、在留資格未取得・13歳 子：本邦出生後、在留資格未取得・11歳	家族3人とも、 在留資格：定住者 在留期間：1年	家族全員で出頭申告したもの。
3	出頭申告	不法入国	約20年8月	約20年8月	配偶者：不法入国（在日期間：約17年9月、違反期間：約17年9月） 子：本邦出生後、在留資格未取得・11歳	家族3人とも、 在留資格：定住者 在留期間：1年	家族全員で出頭申告したもの。
4	出頭申告	不法入国	約19年2月	約19年2月	子：本邦出生後、在留資格未取得・16歳 子：本邦出生後、在留資格未取得・14歳	家族3人とも、 在留資格：定住者 在留期間：1年	家族全員で出頭申告したもの。
5	当局摘発	不法残留	約17年4月	約15年4月	子：本邦出生後、在留資格未取得・15歳 子：本邦出生後、在留資格未取得・5歳	家族3人とも、 在留資格：定住者 在留期間：1年	子2名は在留資格「定住者」の許可を受けて在留中の外国人との間にもうけた子であり、同外国人の認知により父子関係が成立しているもの。

6	警察逮捕	不法残留	約14年9月	約13年9月	配偶者：不法入国（在日期間：約26年，違反期間：約26年） 子：本邦出生後，在留資格未取得・13歳 子：本邦出征後，在留資格未取得・7歳 子：本邦出生後，在留資格未取得・5歳	家族5人とも， 在留資格：定住者 在留期間：1年	入管法違反（不法残留）により，逮捕され，以後， 起訴猶予処分となったもの。配偶者及び子3名は当 局からの出頭要請に応じ，出頭したもの。
---	------	------	--------	--------	--	--------------------------------	---

○ 在留特別許可されなかった事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	家族構成等	特記事項
1	出頭申告	不法残留	約9年6月	約4年2月	子：不法残留・5歳	日本人と婚姻後，連れ子（本国在留の同国人との間の子）とともに出頭申告したが，婚姻に疑義が持たれたもの。
2	出頭申告	不法残留	約3年6月	約1年1月	子：本邦出生後，在留資格未取得・0歳	電磁的公正証書原本不実記載，同供用違反により，罰金50万円の略式命令を受けたもの。
3	当局摘発	不法入国	約8年6月	約8年6月	配偶者：不法残留（在日期間：約8年1月，違反期間：約8年1月） 子：不法残留（在日期間：約11月，違反期間：約10月）・11歳 子：本邦出生後，在留資格未取得・4歳	11歳の子は10歳まで本国において教育を受けており，在日期間は約10月にすぎず，入国後，未就学であったもの。
4	警察逮捕	不法残留	約1年4月	約1年1月	子：不法残留・3歳	在留資格「永住者」の許可を受けて在留中の外国人との婚姻を理由に在留希望したが，調査の結果，両者の関係は保護に値する関係とは認められなかったもの。
5	警察逮捕	不法残留	約5年7月	約5年1月	子：本邦出生後，在留資格未取得・3歳 子：本邦出生後，在留資格未取得・1歳 子：本邦出生後，在留資格未取得・1歳	本国において同国人と婚姻後，単身で本邦に入国し，本邦において子3名をもうけたが，出生後すぐに子らを児童相談所に預け，子の監護，養育を行うことなく，不法残留したもの。
6	警察逮捕	刑罰法令違反	約7年3月		配偶者：不法残留（在日期間：約6年8月，違反期間：約4年4月） 子：本邦出生後，在留資格未取得・3歳	本人は覚せい剤取締法違反（自己使用）により，有罪判決を受けたもの。 配偶者は被退去強制歴1回あり。

(4) その他

○ 在留特別許可された事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	刑事処分等	在留希望の理由	許可内容	特記事項
1	出頭申告	不法残留	約5年1月	約4年1月	無	日本国籍を有する実子1名の監護、養育したい	在留資格:定住者 在留期間:1年	日本人との間に出生した子を監護、養育しているもの。
2	出頭申告	不法残留	約8年8月	約7年8月	無	日本国籍を有する実子2人の監護、養育したい	在留資格:定住者 在留期間:1年	DV被害者として公的機関で生活しているもの。
3	出頭申告	不法入国	約21年2月	約21年2月	無	日本国籍を有する実子2人の監護、養育したい	在留資格:定住者 在留期間:1年	日本人との間に出生した子を監護、養育しているもの。
4	警察逮捕	不法残留	約7月	約4月	無		在留資格:特定活動 在留期間:3月	人身取引被害者として公的機関に保護されたもの。

○ 在留特別許可されなかった事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	刑事処分等	在留希望の理由	特記事項
1	当局摘発	不法入国	約8年10月	約8年10月	無	本邦に生活基盤があり、本国には仕事がないため	日系3世と身分を偽り、上陸許可を受けたもの。
2	当局摘発	不法入国	約13年5月	約13年5月	無	乳がん術後の検診を継続したい	乳がんによる手術後の経過観察中であり、容態は安定し、本国において治療が可能なもの。
3	当局摘発	資格外活動	約6年6月	約2年6月	無	本邦での学業を継続させたい	調査の結果、在留資格「留学」の許可を受けて在留中に通学したとする専門学校において、授業が全く行われていない事実が判明したもの。
4	警察逮捕	刑罰法令違反	約4年10月	約4年10月	電磁的公正証書原本不実記載・同供用により、懲役1年6月、執行猶予3年の判決	偽装結婚相手の日本人とは離婚したが、別の日本人恋人と婚姻予定であるため	在留資格「日本人の配偶者等」の許可を受けて在留中であつたが、日本人との婚姻は偽装結婚であることが判明したもの。
5	警察逮捕	刑罰法令違反	約6年8月		覚せい剤取締法違反、麻薬及び向精神薬取締法違反、大麻取締法違反により懲役2年、執行猶予4年の判決	本邦で稼働し、本国の両親に送金したい、また、日本で結婚して家族を持ちたい	覚せい剤の所持により現行犯逮捕され、後に麻薬及び大麻の所持、覚せい剤の使用で追起訴されたもの。本人は独身であり、両親や兄弟はすべて本国に居住しているもの。
6	警察逮捕	刑罰法令違反 不法残留	約14年6月	約13年	住居侵入、窃盗により懲役3年4月の判決	日本で生まれた子の近くで生活をしたい	本人は本邦において、外国人と交際し、子2名をもうけたが、同外国人との交際は既に破綻しており、子2名については、同外国人が養育することで両者間で合意がなされているもの。過去に窃盗及び建造物侵入により保護処分(少年院送致)を2回受けているもの。